

## 福島県スポーツ少年団県北支部規定

第1条 この規定は、福島県スポーツ少年団規定第2条第3項にもとづいて福島県スポーツ少年団県北支部に関することを定める。

2 支部の事務局は、公益財団法人福島市スポーツ振興公社内におく。

第2条 本支部は、県スポーツ少年団の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成および活動の活発化をはかり、支部管内の青少年のスポーツを振興しもって青少年の心身の健全育成に資する。

第3条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部スポーツ少年団育成計画の樹立と実施
- (2) 支部管内の登録事務の促進と団組織の拡大強化
- (3) 体力テストの実施と普及活動
- (4) 交流大会、講習会等の開催ならびに団員、指導者の派遣
- (5) 指導者組織の拡充強化と研修会の実施
- (6) 広報活動の実施
- (7) 功労者・優良団体の推薦
- (8) 関係団体との連携
- (9) その他、支部活動の目的達成に必要な事業

第4条 本支部に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 支 部 長 | 1 名 |
| (2) 副支部長  | 3 名 |
| (3) 常任委員  | 若干名 |
| (4) 委 員   | 若干名 |
| (5) 監 事   | 2 名 |
| (6) 幹 事   | 若干名 |

第5条 支部管内の各スポーツ少年団は委員若干名を選任する。

第6条 支部長・副支部長・監事は支部委員会において選出する。

第7条 支部長は支部を代表し、支部を統括する。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長の職務を代行する。

2 監事は支部経理を監査する。

第8条 常任委員は、支部委員会において選出し、支部長が委嘱する。

2 常任委員は、常任委員会を構成し、支部の団務を議決し執行する。

第9条 幹事は支部長が委嘱し、常任委員会のもとで団務を処理する。

- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。
- 3 役員は、任期が満了しても後継者が就任するまでなおその職務を行う。
- 第11条 支部の会議は、委員会・常任委員会および幹事会とする。
- 2 会議は、支部長が召集し、その会議の議長となる。
- 3 支部委員会は、年1回開催する。ただし支部長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 4 支部委員会は、予算・決算・役員の選出、規定の改廃、その他重要事項を議決する。
- 第12条 支部委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 2 常任委員および委員が出席できない場合は、議決権を、ほかの構成員または、所属するスポーツ少年団の役員に委任することができる。
- 第13条 支部の予算は、負担金・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。
- 第14条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第15条 支部本部に次の簿冊を備える。
- (1) 会議録
  - (2) 金銭出納簿
  - (3) 表彰関係記録簿
  - (4) その他必要と認める簿冊

## 附 則

この規定は、昭和51年6月10日から施行する。

この規定は、昭和61年5月8日全面改正。

この規定は、平成14年6月5日から施行する。

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年10月1日から施行する。